

## 宇部市自動販売機設置事業者募集要項

宇部市総務財務部総務管理課が行う自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集に参加される方は、この募集要項をよく読み、次の事項を御承知の上、お申込みください。

### 1 公募物件

物件番号	所在地	設置場所	設置台数	自動販売機の機種 又は販売品目	最大設置 面積	担当課
1	宇部市常盤町一丁目 7番1号	市役所本庁舎 1階西側通路	1台	びん・缶（清涼飲料水等）	0.96 m <sup>2</sup>	総務管理課
2	宇部市常盤町一丁目 7番1号	市役所本庁舎 1階西側通路	1台	びん・缶（清涼飲料水等）	0.96 m <sup>2</sup>	総務管理課
3	宇部市常盤町一丁目 7番1号	市役所本庁舎 1階西側通路	1台	びん・缶（清涼飲料水等）	0.96 m <sup>2</sup>	総務管理課
4	宇部市常盤町一丁目 7番1号	市役所本庁舎 1階入口付近	1台	びん・缶（清涼飲料水等）	0.96 m <sup>2</sup>	総務管理課
5	宇部市常盤町一丁目 7番1号	市役所本庁舎 1階入口付近	1台	びん・缶（清涼飲料水等）	0.96 m <sup>2</sup>	総務管理課
6	宇部市常盤町一丁目 7番1号	市役所本庁舎 1階入口付近	1台	びん・缶（清涼飲料水等）	0.96 m <sup>2</sup>	総務管理課
7	宇部市常盤町一丁目 7番1号	市役所本庁舎 2階西側通路	1台	びん・缶・ペットボトル （清涼飲料水等）	0.96 m <sup>2</sup>	総務管理課
8	宇部市常盤町一丁目 7番1号	市役所本庁舎 2階西側通路	1台	びん・缶・ペットボトル （清涼飲料水等）	0.96 m <sup>2</sup>	総務管理課
9	宇部市常盤町一丁目 7番1号	市役所本庁舎 2階入口付近	1台	びん・缶（清涼飲料水等）	0.96 m <sup>2</sup>	総務管理課
10	宇部市常盤町一丁目 7番1号	市役所本庁舎 2階入口付近	1台	びん・缶（清涼飲料水等）	0.96 m <sup>2</sup>	総務管理課
11	宇部市常盤町一丁目 7番1号	市役所本庁舎 3階西側通路	1台	びん・缶（清涼飲料水等）	0.96 m <sup>2</sup>	総務管理課
12	宇部市常盤町一丁目 7番1号	市役所本庁舎 3階西側通路	1台	びん・缶（清涼飲料水等）	0.96 m <sup>2</sup>	総務管理課
13	宇部市常盤町一丁目 7番1号	市役所本庁舎 3階東側通路	1台	びん・缶（清涼飲料水等）	0.96 m <sup>2</sup>	総務管理課
14	宇部市常盤町一丁目 7番1号	市役所本庁舎 3階東側通路	1台	びん・缶（清涼飲料水等）	0.96 m <sup>2</sup>	総務管理課
15	宇部市常盤町一丁目 7番1号	市役所本庁舎 4階東側通路	1台	紙パック（清涼飲料水等）	0.96 m <sup>2</sup>	総務管理課
16	宇部市常盤町一丁目 7番1号	市役所本庁舎 4階西側通路	1台	びん・缶・ペットボトル （清涼飲料水等）	0.96 m <sup>2</sup>	総務管理課

17	宇部市常盤町一丁目 7番1号	市役所本庁舎 4階西側通路	1台	びん・缶・ペットボトル (清涼飲料水等)	0.96 m <sup>2</sup>	総務管理課
18	宇部市常盤町一丁目 7番1号	市役所本庁舎 4階リフレッシュルーム	1台	食料品 (コンビニ)	1.70 m <sup>2</sup>	総務管理課
19	宇部市港町一丁目 11番30号	市役所港町庁舎 玄関横	1台	びん・缶 (清涼飲料水等)	0.96 m <sup>2</sup>	総務管理課

- ※ 各物件の詳細については、物件ごとの仕様書及び設置場所並びに担当課の確認を行ってください。
- ※ 設置面積には、放熱余地を含みます。
- ※ 複数物件に公募の参加申込みが可能です。ただし、同一設置場所かつ同一販売品目物件への参加申込みは1件のみとします。

## 2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができます。

- (1) 自動販売機の設置・運營業務について、宇部市内で3年以上の実績を有する者であること。
- (2) 法人にあつては、山口県内に本店、支店又は營業所を有する者であること。  
個人にあつては、宇部市内に住所を有していること。
- (3) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。
  - ア 成年被後見人
  - イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
  - ウ 被保佐人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
  - エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
  - オ 破産者で復権を得ない者
  - カ 營業の許可を受けていない未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
  - キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更正手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）
  - ク 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当する者
  - ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当する者及び警察等捜査機関から排除要請がある者
- (4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者（アからオまでのいずれかに該当する者については、その事実があつた後3年を経過した者を除く。）であること。
  - ア 宇部市との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - イ 宇部市が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - ウ 落札者が宇部市と契約を締結すること又は宇部市との契約者が契約を履行することを妨げた者
  - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定により宇部市が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者

- オ 正当な理由がなくて宇部市との契約を履行しなかった者
- (5) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有していること  
(該当についてのみ)。
- (6) 市税、消費税及び地方消費税を完納していること。
- (7) 宇部市物品の調達等及び業務委託に係る指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。
- (8) 自動販売機の故障時や商品の完売時に、当該故障にかかる修繕や商品の補充の要請・依頼を受けたときは、3時間以内に現地到着が可能である者。

### 3 貸付条件等

#### (1) 契約について

本件の契約については、地方自治法第238条の4第2項第4号に規定する行政財産の貸付けとなり、契約は民法第601条に基づく賃貸借契約となります。

#### (2) 貸付期間

貸付期間は、令和4年5月1日から令和5年3月31日までとします。

ただし、公用又は公共用としての使用の必要性や設置事業者の使用状況等を勘案して支障がないと宇部市が判断したときは、公募条件を変更しないことを前提として4年を限度に契約の更新ができます(最長5年間)

#### (3) 貸付料

貸付料は、自動販売機の総売上の10パーセント以上の御提案をいただき、その金額に消費税及び地方消費税相当額を加えたものを貸付料とします。貸付料の納付については、毎月の売上実績を翌月の10日までに御提出いただき、その実績を基に納入通知書を作成し送付しますので、売上月の翌月末日までに納めていただきます。

#### (4) その他必要経費等

自動販売機の設置及び撤去に要する工事費(電力使用量計測子メーター設置費を含む)、移転費等の一切の費用は設置事業者の負担とします。

また、自動販売機の運転に必要な光熱水費についても、全額を設置事業者の負担とし、使用月の翌月に納入通知書を作成し送付しますので、使用月の翌月末日までに納めていただきます。

#### (5) 貸付条件

次のことを遵守してください。

ア 貸付物件を指定用途以外の用途で使用しないこと。

イ 貸付物件を第三者に転貸し、又はそれに類似する行為をしないこと。

ウ 本件賃借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定しないこと。

エ 自動販売機は、物件番号ごとの設置位置図に示した場所に、指定サイズ内で設置すること。

オ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、宇部市の指示に従うこと。

カ 販売品目は飲料品(乳飲料を含む。)とし、標準小売価格より高い価格で販売しないこと。

なお、プラスチックごみの削減に取り組むため、一部を除いて、ペットボトル飲料の販売は行わないこと。

また、ペットボトル飲料を販売する場合は、マテリアルリサイクル可能なペットボトル商品の販売に努め、対象商品については、ロゴ・POP等の表示を行うこと。

キ 酒類の販売は行わないこと。

#### (6) 維持管理責任

次のことを遵守してください。

ア 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。

- また、常に商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- イ 自動販売機に併設して、空き容器回収ボックス及び再資源化に関する啓発を宇部市と協議の上、必要数設置するとともに、他社製品持込み等問わず、設置事業者が回収・処分すること。
  - ウ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図ること。
  - エ 自動販売機を設置するに当たっては、据付面を十分に確認した上転倒防止策を行い安全設置すること。
  - オ 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、設置事業者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

#### (7) 貸付契約の解除

次に掲げる事由が生じたときは、宇部市はその契約を解除し、使用を制限し、又は撤去させることがあります。なお、契約の解除によって生じた損害について、宇部市は賠償の責めを負いません。

- ア (5) の貸付条件に違反したとき。
- イ 宇部市において公用又は公共用に供するため必要が生じたとき。
- ウ 貸付物件の管理が良好でないとき。
- エ 設置事業者が応募者としての資格を失ったとき。
- オ 売上実績の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- カ その他設置事業者が本件契約の相手方として不適当と認められたとき。

#### (8) 原状回復

設置事業者は、貸付期間が満了、又は貸付契約が解除された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を宇部市に請求することができません。

## 4 応募申込み等

### (1) 申込み方法

受付期間内に、申込みに必要な書類を受付場所に直接持参してください。  
(郵送、電話、ファックス、及びインターネットによる受付は行いません。)

### (2) 提出書類

- ア 公募参加申込書 (様式第1号)
- イ 誓約書 (様式第2号)
- ウ 自動販売機設置実績報告書 (様式第3号)
- エ 販売予定品目一覧表 (様式第4号)
- オ 設置を予定している自動販売機のカタログ (外観、寸法及び消費電力等の仕様が確認できるもの)
- カ 商業登記簿謄本 (個人の場合は、住民票)
- キ 印鑑登録証明書
- ク 応募資格要件2-(5)に係る許認可等の免許証の写し (該当の場合のみ)
- ケ 応募資格要件2-(6)に係る未納がないことを証する納税証明書 (申込日現在) (写し可)  
(市税に係る納税証明書 消費税及び地方消費税に係る納税証明書 (その3の3))

### (3) 提出先・期間

- ア 提出先 宇部市常盤町一丁目7番1号  
宇部市 総務財務部 総務管理課 総務統計係
- イ 提出期間 令和4年2月10日(木)～令和4年3月7日(月)

### (4) 応募資格の確認

応募申込書を提出した者について、提出された書類を審査の結果、参加要件を満たさないと判断した者のみ受付を取り消し、その旨を通知します。

## 5 選考方法等

### (1) 貸付料率提案書の提出日時

ア 貸付料率提案書の提出日 令和4年3月18日（金）

イ 提出時間 午後2時00分

### (2) 貸付料率提案書の提出場所

宇部市常盤町一丁目7番1号

宇部市役所2階 第1会議室

### (3) 設置事業者の決定

物件ごとに、宇部市が予定する料率以上で最高の貸付料率の提案をした者を設置事業者に決定します。なお、最高となるべき料率の見積りをした者が2人以上あるときは、直ちにくじにより設置事業者を決定します。

## 6 問い合わせ先

宇部市常盤町一丁目7番1号

宇部市 総務財務部 総務管理課 総務統計係

電話 (0836) 34-8105

## 宇部市自動販売機設置事業者募集仕様書

### 1 公募物件

物件番号	所在地	設置場所	最大設置面積 (幅×奥行)	設置台数	自動販売機の機種 又は販売品目	担当課
1	宇部市常盤町一丁目 7番1号	市役所本庁舎 1階西側通路	120cm×80cm 0.96㎡	1台	びん・缶(清涼飲料水等)	総務管理課
2	宇部市常盤町一丁目 7番1号	市役所本庁舎 1階西側通路	120cm×80cm 0.96㎡	1台	びん・缶(清涼飲料水等)	総務管理課
3	宇部市常盤町一丁目 7番1号	市役所本庁舎 1階西側通路	120cm×80cm 0.96㎡	1台	びん・缶(清涼飲料水等)	総務管理課
4	宇部市常盤町一丁目 7番1号	市役所本庁舎 1階入口付近	120cm×80cm 0.96㎡	1台	びん・缶(清涼飲料水等)	総務管理課
5	宇部市常盤町一丁目 7番1号	市役所本庁舎 1階入口付近	120cm×80cm 0.96㎡	1台	びん・缶(清涼飲料水等)	総務管理課
6	宇部市常盤町一丁目 7番1号	市役所本庁舎 1階入口付近	120cm×80cm 0.96㎡	1台	びん・缶(清涼飲料水等)	総務管理課
7	宇部市常盤町一丁目 7番1号	市役所本庁舎 2階西側通路	120cm×80cm 0.96㎡	1台	びん・缶・ペットボトル (清涼飲料水等)	総務管理課
8	宇部市常盤町一丁目 7番1号	市役所本庁舎 2階西側通路	120cm×80cm 0.96㎡	1台	びん・缶・ペットボトル (清涼飲料水等)	総務管理課
9	宇部市常盤町一丁目 7番1号	市役所本庁舎 2階入口付近	120cm×80cm 0.96㎡	1台	びん・缶(清涼飲料水等)	総務管理課
10	宇部市常盤町一丁目 7番1号	市役所本庁舎 2階入口付近	120cm×80cm 0.96㎡	1台	びん・缶(清涼飲料水等)	総務管理課
11	宇部市常盤町一丁目 7番1号	市役所本庁舎 3階西側通路	120cm×80cm 0.96㎡	1台	びん・缶(清涼飲料水等)	総務管理課
12	宇部市常盤町一丁目 7番1号	市役所本庁舎 3階西側通路	120cm×80cm 0.96㎡	1台	びん・缶(清涼飲料水等)	総務管理課
13	宇部市常盤町一丁目 7番1号	市役所本庁舎 3階東側通路	120cm×80cm 0.96㎡	1台	びん・缶(清涼飲料水等)	総務管理課
14	宇部市常盤町一丁目 7番1号	市役所本庁舎 3階東側通路	120cm×80cm 0.96㎡	1台	びん・缶(清涼飲料水等)	総務管理課
15	宇部市常盤町一丁目 7番1号	市役所本庁舎 4階東側通路	120cm×80cm 0.96㎡	1台	紙パック(清涼飲料水等)	総務管理課
16	宇部市常盤町一丁目 7番1号	市役所本庁舎 4階西側通路	120cm×80cm 0.96㎡	1台	びん・缶・ペットボトル (清涼飲料水等)	総務管理課
17	宇部市常盤町一丁目 7番1号	市役所本庁舎 4階西側通路	120cm×80cm 0.96㎡	1台	びん・缶・ペットボトル (清涼飲料水等)	総務管理課
18	宇部市常盤町一丁目 7番1号	市役所本庁舎 4階リフレッシュルーム	206cm×84cm 1.7㎡	1台	食料品(コンビニ)	総務管理課
19	宇部市港町一丁目 11番30号	市役所港町庁舎 玄関横	120cm×80cm 0.96㎡	1台	びん・缶(清涼飲料水等)	総務管理課

※設置場所については、別紙「設置位置図」を参照してください。

## 2 貸付期間

令和4年5月1日から令和5年3月31日まで（4年を限度に契約の更新あり）（最長5年間）

## 3 販売品目の条件

次に示す販売品目の条件を満たすこと。

物件番号	販売品目の条件
1	販売する商品は、密閉式の容器（びん、缶）とし、お茶、水、コーヒー、紅茶、ジュース類を含むこと。ペットボトルは不可とする。
2	販売する商品は、密閉式の容器（びん、缶）とし、お茶、水、コーヒー、紅茶、ジュース類を含むこと。ペットボトルは不可とする。
3	販売する商品は、密閉式の容器（びん、缶）とし、お茶、水、コーヒー、紅茶、ジュース類を含むこと。ペットボトルは不可とする。
4	販売する商品は、密閉式の容器（びん、缶）とし、お茶、水、コーヒー、紅茶、ジュース類を含むこと。ペットボトルは不可とする。
5	販売する商品は、密閉式の容器（びん、缶）とし、お茶、水、コーヒー、紅茶、ジュース類を含むこと。ペットボトルは不可とする。
6	販売する商品は、密閉式の容器（びん、缶）とし、お茶、水、コーヒー、紅茶、ジュース類を含むこと。ペットボトルは不可とする。
7	販売する商品は、密閉式の容器（びん、缶、ペットボトル）とし、お茶、水、コーヒー、紅茶、ジュース類を含むこと。ペットボトルはお茶、水、スポーツドリンクのみとする。
8	販売する商品は、密閉式の容器（びん、缶、ペットボトル）とし、お茶、水、コーヒー、紅茶、ジュース類を含むこと。ペットボトルはお茶、水、スポーツドリンクのみとする。
9	販売する商品は、密閉式の容器（びん、缶）とし、お茶、水、コーヒー、紅茶、ジュース類を含むこと。ペットボトルは不可とする。
10	販売する商品は、密閉式の容器（びん、缶）とし、お茶、水、コーヒー、紅茶、ジュース類を含むこと。ペットボトルは不可とする。
11	販売する商品は、密閉式の容器（びん、缶）とし、お茶、水、コーヒー、紅茶、ジュース類を含むこと。ペットボトルは不可とする。
12	販売する商品は、密閉式の容器（びん、缶）とし、お茶、水、コーヒー、紅茶、ジュース類を含むこと。ペットボトルは不可とする。
13	販売する商品は、密閉式の容器（びん、缶）とし、お茶、水、コーヒー、紅茶、ジュース類を含むこと。ペットボトルは不可とする。
14	販売する商品は、密閉式の容器（びん、缶）とし、お茶、水、コーヒー、紅茶、ジュース類を含むこと。ペットボトルは不可とする。
15	販売する商品は、密閉式の容器（紙パック）とし、お茶、子ども向け飲料、ジュース類を含むこと。

物件番号	販売品目の条件
16	販売する商品は、密閉式の容器（びん、缶、ペットボトル）とし、お茶、水、コーヒー、紅茶、ジュース類を含むこと。ペットボトルはお茶、水、スポーツドリンクのみとする。
17	販売する商品は、密閉式の容器（びん、缶、ペットボトル）とし、お茶、水、コーヒー、紅茶、ジュース類を含むこと。ペットボトルはお茶、水、スポーツドリンクのみとする。
18	販売する商品は、おにぎり、サンドイッチ、パン、お菓子、栄養バランス食品、カップラーメンを含むこと。
19	販売する商品は、密閉式の容器（びん、缶）とし、お茶、水、コーヒー、紅茶、ジュース類を含むこと。ペットボトルは不可とする。

#### 4 自動販売機の規格等

- (1) 外観色は公序良俗に反しないものであること。
- (2) 可能な限りユニバーサルデザイン及び省エネタイプであること。
- (3) 転倒防止対策を施すこと。

#### 5 貸付料率

貸付料率は、各自動販売機の売上額（消費税等含む）の10.0パーセント以上とする。

#### 6 参考

##### (1) 市役所新本庁舎

- ア 職員数 約1000人
- イ 本庁舎内自動販売機設置台数  
1階6台、2階4台、3階4台、4階4台 計18台
- ウ 販売手数料実績 新規につき実績なし

##### ※ 市役所旧本庁舎（物件番号1～6）

- ア 職員数  
約690人
- イ 本庁舎内自動販売機設置数  
1階4台、2階2台（計6台）
- ウ 販売手数料実績（R2.4～R3.3）
  - 465,923円（売上げの44.6パーセント（物件番号1：本庁舎1階西側通路））
  - 165,410円（売上げの50.8パーセント（物件番号2：本庁舎1階西側通路））
  - 668,400円（売上げの38.1パーセント（物件番号3：本庁舎1階西側通路））
  - 269,389円（売上げの12.0パーセント（物件番号4：本庁舎1階西側通路））
  - 1,024,547円（売上げの45.5パーセント（物件番号5：本庁舎2階西側通路））
  - 318,117円（売上げの50.2パーセント（物件番号6：本庁舎2階西側通路））

##### (2) 市役所港町庁舎（物件番号19）

- ア 職員数

約60人

イ 自動販売機設置台数

屋外1台(計1台)

ウ 販売手数料実績 (R2.4~R3.3)

60,096円(売上げの25.5パーセント(物件番号7))

自動販売機設置位置図  
(物件番号1～6:市役所本庁舎1階)

物件番号4  
自販機設置場所

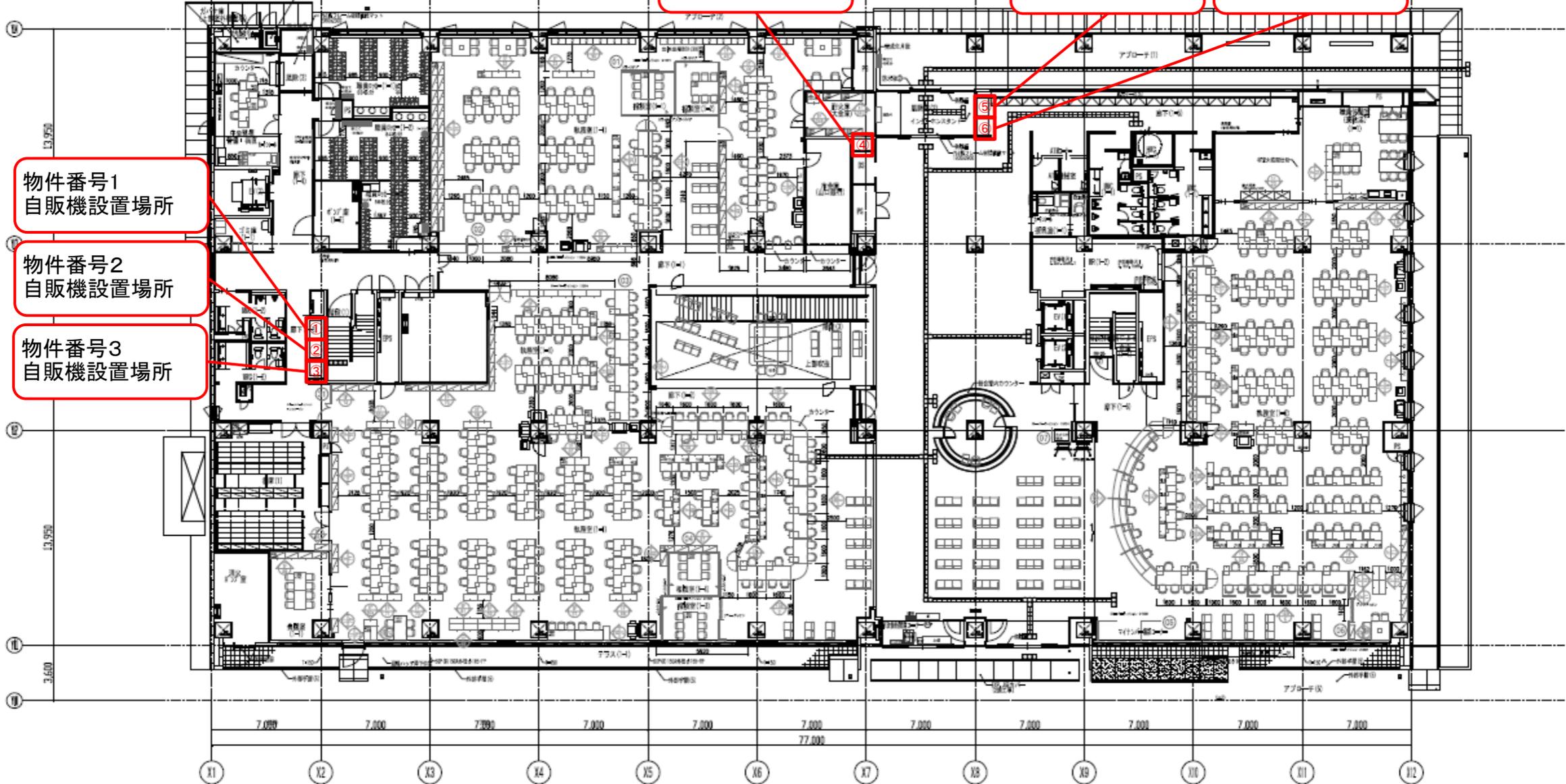
物件番号5  
自販機設置場所

物件番号6  
自販機設置場所

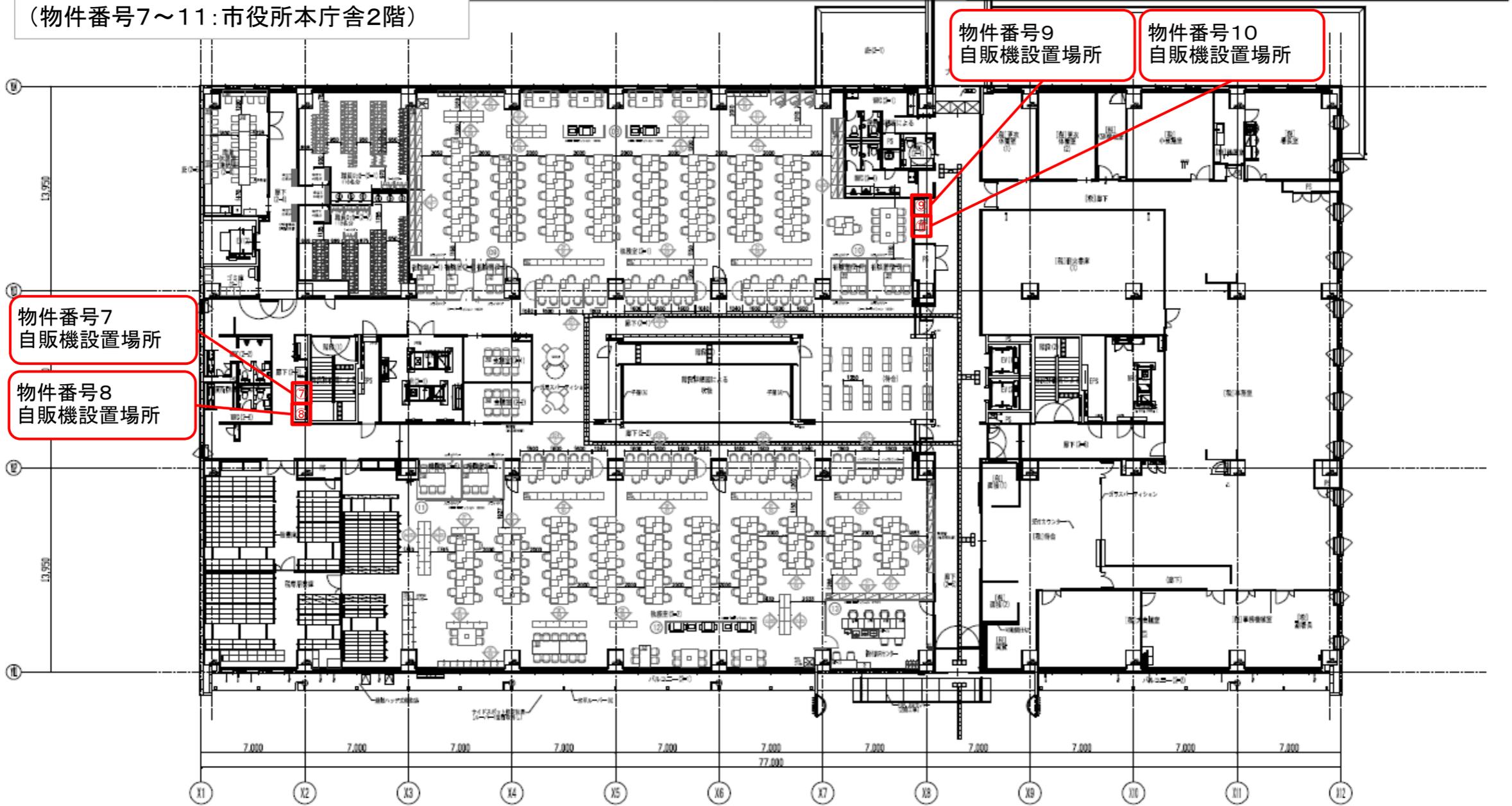
物件番号1  
自販機設置場所

物件番号2  
自販機設置場所

物件番号3  
自販機設置場所



自動販売機設置位置図  
(物件番号7~11:市役所本庁舎2階)



物件番号7  
自販機設置場所

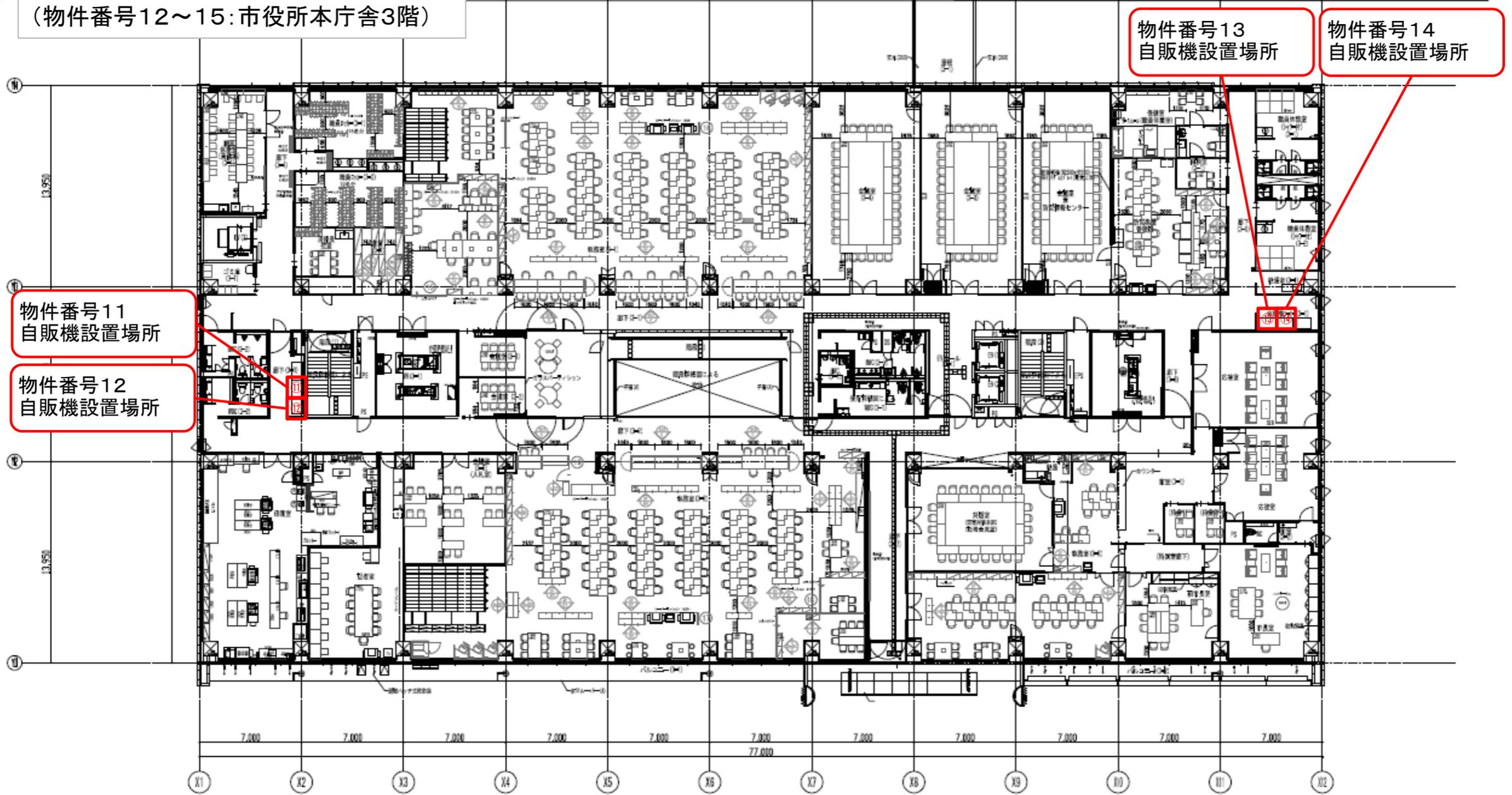
物件番号8  
自販機設置場所

物件番号9  
自販機設置場所

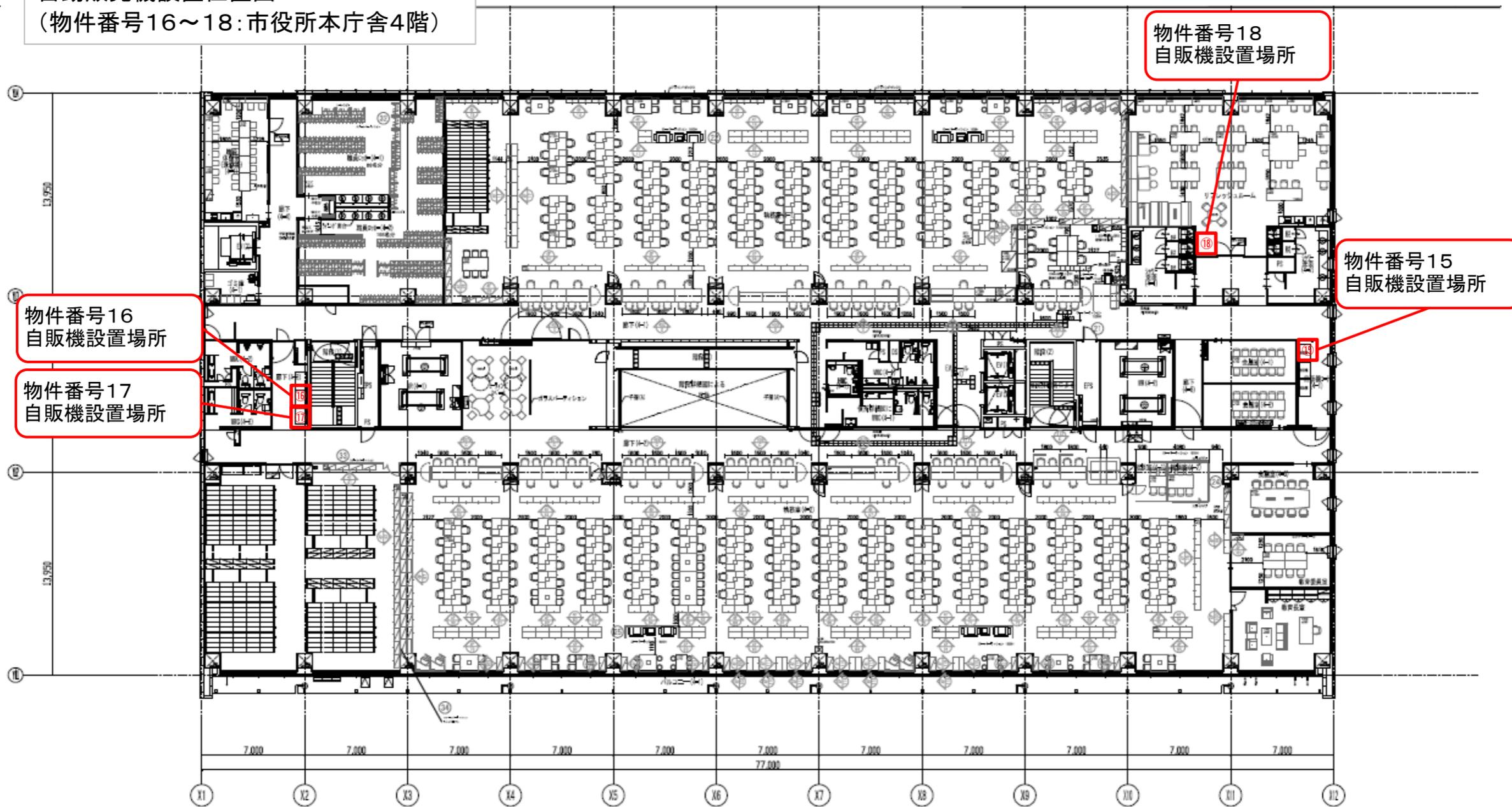
物件番号10  
自販機設置場所

自動販売機設置位置図

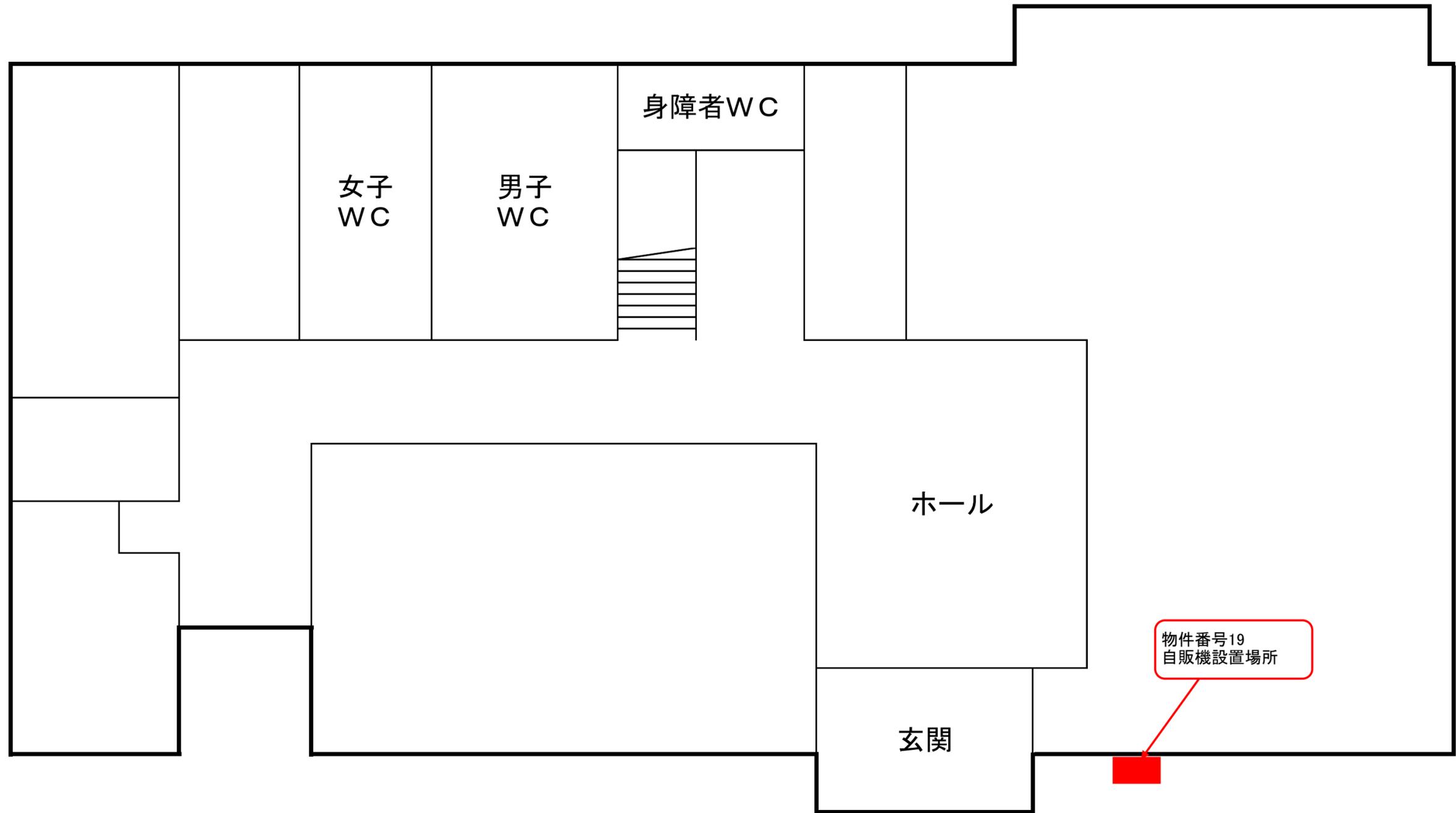
(物件番号12~15:市役所本庁舎3階)



自動販売機設置位置図  
(物件番号16~18:市役所本庁舎4階)



自動販売機設置位置図  
(物件番号19:港町庁舎1階)



# 公募参加申込書

〈清涼飲料水等自動販売機〉

令和 年 月 日

宇部市長様

(〒 - )

住所又は所在地

商号又は名称

代表者職氏名

㊟

(担当者)

所属部署

氏名

電話

F A X

宇部市自動販売機設置事業者の公募について、募集要項及び仕様書の各条項を承諾の上、関係書類を添えて申し込みます。

## 1 応募物件（応募する物件番号に☑を付けてください。複数物件可）

	物件番号	所在地	設置場所	備考
<input type="checkbox"/>	1	宇部市常盤町一丁目7番1号	市役所本庁舎1階西側通路	☑は1つのみ
<input type="checkbox"/>	2	宇部市常盤町一丁目7番1号	市役所本庁舎1階西側通路	
<input type="checkbox"/>	3	宇部市常盤町一丁目7番1号	市役所本庁舎1階西側通路	
<input type="checkbox"/>	4	宇部市常盤町一丁目7番1号	市役所本庁舎1階入口付近	☑は1つのみ
<input type="checkbox"/>	5	宇部市常盤町一丁目7番1号	市役所本庁舎1階入口付近	
<input type="checkbox"/>	6	宇部市常盤町一丁目7番1号	市役所本庁舎1階入口付近	
<input type="checkbox"/>	7	宇部市常盤町一丁目7番1号	市役所本庁舎2階西側通路	☑は1つのみ
<input type="checkbox"/>	8	宇部市常盤町一丁目7番1号	市役所本庁舎2階西側通路	
<input type="checkbox"/>	9	宇部市常盤町一丁目7番1号	市役所本庁舎2階入口付近	☑は1つのみ
<input type="checkbox"/>	10	宇部市常盤町一丁目7番1号	市役所本庁舎2階入口付近	
<input type="checkbox"/>	11	宇部市常盤町一丁目7番1号	市役所本庁舎3階西側通路	☑は1つのみ
<input type="checkbox"/>	12	宇部市常盤町一丁目7番1号	市役所本庁舎3階西側通路	

	物件番号	所在地	設置場所	備考
<input type="checkbox"/>	13	宇部市常盤町一丁目7番1号	市役所本庁舎3階東側通路	☑は1つのみ
<input type="checkbox"/>	14	宇部市常盤町一丁目7番1号	市役所本庁舎3階東側通路	
<input type="checkbox"/>	15	宇部市常盤町一丁目7番1号	市役所本庁舎4階東側通路	
<input type="checkbox"/>	16	宇部市常盤町一丁目7番1号	市役所本庁舎4階西側通路	☑は1つのみ
<input type="checkbox"/>	17	宇部市常盤町一丁目7番1号	市役所本庁舎4階西側通路	
<input type="checkbox"/>	18	宇部市常盤町一丁目7番1号	市役所本庁舎4階リフレッシュルーム	
<input type="checkbox"/>	19	宇部市港町一丁目11番30号	市役所港町庁舎玄関横	

2 添付書類（該当するものに☑を付けてください。）

	番号	添付書類
<input type="checkbox"/>	②	誓約書（様式第2号）
<input type="checkbox"/>	③	自動販売機設置実績報告書（様式第3号）
<input type="checkbox"/>	④	販売予定品目一覧表（様式第4号）
<input type="checkbox"/>	⑤	設置を予定している自動販売機のカタログ
<input type="checkbox"/>	⑥	商業登記簿謄本（個人の場合は、住民票）
<input type="checkbox"/>	⑦	印鑑登録証明書
<input type="checkbox"/>	⑧	許認可等の免許証の写し（該当の場合のみ）
<input type="checkbox"/>	⑨	未納がないことを証する納税証明書＜写し可＞

※応募者が使用する印鑑は、印鑑登録証明書に登録された印鑑としてください。

## 誓約書

私は、宇部市が実施する自動販売機設置事業者の募集の申込みに当たり次の事項を誓約するとともに、万一これらに違反する行為があったときは、どのような処分を受けても異議を申しません。

- 1 公募参加申込書の提出に際し、宇部市自動販売機設置事業者募集要項及び仕様書の内容について十分理解し、熟知の上で申し込み、参加します。
- 2 宇部市自動販売機設置事業者募集要項の「2 応募資格要件」を満たしています。

令和 年 月 日

宇部市長様

住所又は所在地

商号又は名称

代表者職氏名

④

## 自動販売機設置実績報告書

令和 年 月 日

宇部市長様

住所又は所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

応募の日から過去3年間における自動販売機の設置実績を下記のとおり報告します。  
この報告が虚偽の場合、公募参加資格を喪失することに異議ありません。

### 記

設置 された年	公共団体名 会社名	設置台数 (台)
H31年度 (R元年度)		
R2年度		
R3年度		

- ※ 宇部市内での主な設置実績について記入してください。
- ※ 市・県その他公共団体の庁舎又は公の施設等に設置実績がある場合は、優先して記入してください。



# 貸付料率提案書

宇部市自動販売機設置事業者公募において、募集要項及び関係書類（仕様書及び図面等）及び現場等熟知承諾の上、次のとおり提出します。

貸付料率					%
物件番号		設置場所			

令和 年 月 日

宇 部 市 長 様

住所又は所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

- ※ 貸付料率は、算用数字を用い、小数第1位まで記載してください。
- ※ 貸付料率は、各自動販売機の売上額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）に対して、市へ納付する貸付料率を記載してください。  
よって貸付料の額は 上記売上額 × 貸付料率 × 消費税及び地方消費税相当率 となります。
- ※ 電気代相当額等については別途徴収のため、貸付料には含めないでください。
- ※ 権限を有している者について記入押印するものとし、使用する印鑑は、印鑑証明書に登録された印鑑としてください。

# 記入例

## 貸付料率提案書

宇部市自動販売機設置事業者公募において、募集要項及び関係書類（仕様書及び図面等）及び現場等熟知承諾の上、次のとおり提出します。

売上納付金料率	1	5	.	5	%
物件番号	1	設置場所	市役所本庁舎1階 西側通路		

令和 年 月 日

宇 部 市 長 様

住所又は所在地 ○○市○○○・・・

商号又は名称 ××××××株式会社

代表者職氏名 代表取締役 □ □ □ □ ④

- ※ 貸付料率は、算用数字を用い、小数第1位まで記載してください。
- ※ 貸付料率は、各自動販売機の売上額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）に対して、市へ納付する貸付料率を記載してください。  
よって貸付料の額は 上記売上額 × 貸付料率 × 消費税及び地方消費税相当率 となります。
- ※ 電気代相当額等については別途徴収のため、貸付料には含めないでください。
- ※ 権限を有している者について記入押印するものとし、使用する印鑑は、印鑑証明書に登録された印鑑としてください。



